

平成30年3月5日

## ▼タイトル

中小企業の投資を後押しする固定資産税の特例措置について

## ▼概要

平成30年度税制改正大綱には、「生産性革命」の実現に向けた特例措置として、中小企業の設備投資を促進するための税制措置を講ずることとしています。具体的には、今国会において、「生産性の向上の実現のための臨時措置法（仮称）」が成立・施行後に、各自治体が策定する「導入促進基本計画（仮称）」に基づき、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させる内容の「先端設備等導入計画（仮称）」の認定を受けた中小企業の設備投資に対し、それぞれの自治体の判断で固定資産税を最初の3年間ゼロから1/2に軽減するものです。

高島市では、事業者の生産性と収益性の向上が期待できることから、平成30年度から平成32年度の3年間の計画認定された設備投資に対し、固定資産税をゼロとする方針であり、「生産性の向上の実現のための臨時措置法（仮称）」の成立を前提に、税条例の改正を進めてまいります。

また、特例措置に積極的に取り組む自治体の事業者は、国の「ものづくり・商業・サービス補助金」なども優先的に採択を受けられる見込みです。

## ▼問い合わせ先

○所 属： 高島市役所 商工観光部 商工振興課

○電話番号： 0740（25）8514

○ファックス： 0740（25）8518